

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

大分県宇佐市大字宝鏡寺九〇番地

プラチナインターナショナル株式会社

代表清算人 佐々木真理子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

大分市日吉町五番一〇号

有限会社総合家電

清算人 甲斐 清見

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

宮崎県宮崎市大字小松字七田三一五二番地七

ホット・ロード有限公司

清算人 兒玉 博明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

宮崎県宮崎市学園木花台校二丁目二一〇番地

株式会社トラックスセンターコトブキ

代表清算人 小川 壽一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

宮崎県宮崎市中央通二番二一〇号マジソンビ

ル五階 株式会社フアイト

代表清算人 黒木あいり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

鹿児島県鹿屋市獅子目町一九四番地

株式会社グルック

代表清算人 福留 洋一

解散公告

当社は、令和八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

沖縄県名護市宮里七丁目六番六号

有限会社ヨシ企画設計

清算人 清水しげみ

解散公告

当社は、令和八年六月三十日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

沖縄県島尻郡南風原町字兼城六二三番地四

太田マンションF

合同会社ハートライン

清算人 株式会社Lankuno

職務執行者 高橋 伸治

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月十七日開催の責任役員会の決議及び北海道知事の認可により令和八年七月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月十七日開催の責任役員会の決議及び北海道知事の認可により令和八年七月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

北海道苫小牧市双葉町二丁目一〇番二二号

宗教法人カトリックメリノール宣教会

清算人 ライヤフランシスアルベルト

解散公告(第一回)

当基金は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第三十四条第六項の規定により解散いたしましたので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

北海道釧路市北大通十二丁目一番地四

石炭鉱業年金基金

代表清算人 風呂谷文雄

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年七月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十六日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十六日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

神戸市灘区篠原南町四丁目四番二二二号

宗教法人遍照寺

清算人 大山 彰英

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大野一四二二番地

宗教法人楞嚴寺

清算人 西山 十海

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十二日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町田垣内七五五番地

宗教法人寶珠寺

清算人 西山 十海

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに松山市長の認可により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに松山市長の認可により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに松山市長の認可により、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

愛媛県松山市北条辻一四四三番地六

医療法人菅齒科医院

清算人 菅 泰晴